



〈資料〉獨逸商學雜誌の「商科大學號」に就いて : 獨逸に於ける商科大學改造運動の説明

平井, 泰太郎

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 37(1):121-143

(Issue Date)

1924-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053668>



資 料

獨逸商學雜誌の「商科大學號」に就いて

—獨逸に於ける商科大學改造運動の説明—

平 井 泰 太 郎

序

獨逸商學雜誌⁽¹⁾は、本年二—三月號を倍大號として「商科大學號⁽²⁾」と名づけ、商科大學問題の各論點に關する意見を蒐錄し、これを發表した。商科大學問題——換言すれば高等商業教育の改革問題は、日本に於ても數年來隨分と世間並びに學界及び教育界の注意を引いたものである。數ヶ月前に私が、伯林商科大學經營學研究室に關して本邦學界に小さな報告⁽³⁾を送つた際にも一言をしたのであるが、丁度同じ問題が現今の獨逸に於て論じられてゐる。此「商科大學號」は、高商側より此問題の解明を試みんとするものであり、從つて、商科大學問題の積極論の一部を窺ふことができるものである。日本に於ける商科大學新設の問題は、一九二〇年に於ける東京商科大學の開講と共に一先づ解決を見たものである。然し乍ら、私の見る所を以てすれば、内容的には、未だ解決を見たものであるとは思へない。商科大學の建設は、其業未だ半途にあるものである。殊に、官立第二商

科大學の新設が、新たな形に於て其準備中であるとすれば、此問題は尙未だ、論議の餘地と必要とがあるものであらうと思はれる。此時に當つて、獨逸に於ける商科大學問題を檢することができるのは、共通の興味を與ふるものである。

日本に於て商科大學設置の問題が始めて起つたのは、既に久しい以前の事であつて、政友會内閣の高等教育擴張計劃と共に突如として起つたものではない。然し、これが一般の注意を引くやうになつたのは、所謂「昇格問題」の名を以て各種の専門學校の組織改革を叫ばれた頃である。當時、文相の失言其他の事件があつた爲めに、元來が嚴正なる學界の理論の問題、又は教育界の制度の問題であるべき商科大學が偶々以て政治問題となつてしまつた。學者の批判に先つて政黨の驅引が問題の中心となり、大學の當爲よりも、「指導者」の感情に支配せらるゝの結果を生じた。これが爲めに、此問題の中に不愉快な幾多の陰影を投げかけるやうになつた嫌ひのあるのは、甚だ遺憾なことであると云はざるを得ない。これに就て、様々なる意見の發表を見たことはあるが、教育政策又は、財政々策の如き觀點に止まつて問題の核心を忘れてゐるかの如き觀がある。高等商業教育改革の問題は、所謂「昇格問題」として世間的に取扱ふべき程の皮相的な理由を有するものではなかつた筈である。大學制度其者の獲られたる今に於ては、既に制度其者の爲にする論議は消失したる事であるから、更に進んで、其立論の根據に便り、其生るべき當爲ツルベに向はねばならない。若しも、かくして止むならば、建設し得たる商科大學は、與へられざるに等しかつたことになり終るであらう。問題は再度、我々の手に依つて吟味せられなければならぬ。

今次の大學改革は、形式よりすれば、新大學令の發布に依て單一なる形に現はされてゐるのであ

るが、多くの重要な論點を含むものである。一般大學制度は如何なるものであるべきかの問題。單科大學は如何なる根據を有し、それは如何にして可能なるべきかの問題。これ等は、明かに制度の問題にあらずして「學」の問題である。所謂「昇格問題」と云ふものも、其内には種々の異なる意義を有するものである。(一)此問題が一度公に現はるゝと共に、全國幾多の専門學校が各種の觀點から所謂「昇格」を主張したことは、現時の日本に於ける一般教育制度、特に専門學校制度に對しても異議をなしたものと云はねばならぬ。(二)一度新大學令の發布せらるゝと共に、數多の私立専門學校が其組織を改めて大學としての認可を乞ふた事も、過去に於ける大學制度の量の上にも何等かの補充を要すべきものがあつたと見ねばならぬ。然して更に、著しきことは、(三)今次の大學改革を機として商科大學及び商學部の新設を行はれたることである。

商學に於ける大學の設置と云ふことは、其事自身が既に久しき間に於ける懸案であるべきものであつたのである。偶々以て私立大學の認可、又は、醫科等の單科大學の設置と云ふ機會を取つて同時に、何等直接の論議なしに行はれたことであるが、其實質の上には、二重の改革を意味するものであることは注目すべきことなのである。「高等教育擴充⁽⁶⁾」又は、「公私差別の撤廢」と云ふ旗幟が目立つて人の注目を引いたが爲めに、東京商科大學の新設は各地醫科大學の新設以上に何等の注目を引かなかつたし、神戸高等商業學校の組織改革は、高等師範學校の文理科大學案の幾分の一の注意をも引かなかつたのであるが、一は他に比して學の意義に於てより重大なる意義を有するものである。組成せんとするものは何であるか？、求めんとするものは如何にして與へらるべきか？、獨逸に於ける商科大學問題の核心を検する時に、私は、其問題の經過が甚だ多くの類似點を有するに興味を有つ。獨逸に於ける高等商業教育の發達又は、商學の進展の傾向に就ても研究すること

は當面の問題と重大なる關聯を有し一顧を向けるの必要を知るのであるが、此小文に於ては、單に問題の杓點と思はる、諸點を説明し「商科大學號」を本邦學界に紹介することにしやう。日本に於ける商科大學制度及び、大學制度一般に對する吟味を試むる一つの機會となり得れば幸である。

- (1) Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis, ((Stuttgart, C. E. Poetschel Verlag)) を指す。
(2) "Hochschul-Nummer," を指す。同上雜誌の 16. Jahrgang 1923/24 Heft 11/12, Februar/März, 1924 による。

"Hochschul-Nummer" を「商科大學號」と譯したのは云ふ迄もなく、其眞の意義を示さんが爲めである。本編後文にも一言する筈であるが、獨逸に於ける Hochschule は Universität との間に程度の相異はなく、同じ段階に立つものである。然して、又、既に知らるゝ如く「高等教育」全體を總稱する場合に於ても此文字が用ひらるゝものであるが、日本語に於て之を「大學」と譯することは適當であると思ふ。只、日本語の大學なる文字從ては商科大學の獨逸譯を求むる場合に於ては、常に Hochschule 及び Handelshochschule を用ふことは、誤りであると思ふ。日本に於ける商科大學が何であるか、が自ら意見の相異を生ずるであらうと思ふが、若しも獨逸語に此字を求むるならば Handels-hochschule 又は Akademie der Handelswissenschaften 又は Handels-Universität を近しとすると考ふる。因に、英語に於ては、東京商科大學に於ても Tokyo University of Commerce を取つてゐるやうである。College と「商科大學」との間に、前述すると同じやうな相違を求めたが爲であるまい。

- (3) 國民經濟雜誌大正十二年十二月號「伯林商科大學經營學研究室の組織及經營」

- (4) 佐野博士「日本商業教育略史」(「商學研究」第一卷第三號、一九二二年) 神戸高等商業學校同窓會編纂 神戸商科大學設置に關する意見書(一九二一年) 其他

- (5) 明治三十三年東京高等商業學校に於て専攻部の修業年限を延長して二箇年とし、翌年其卒業生に對し、商學士(初め商業學士)の稱號を與ふることとしたのは、事實上に於て商科大學と同程度の組織を有するに至つた次第であるが、之を以て商科大學なりと云ふことを得ない。

大學程度の商業教育として正式に機關の設置せられたのは、明治四十二年六月東京帝國大學法科大学に商業學科を新設したのを始めとする。後、大正八年四月に至つて、同大學に經濟學部が新設せられ經濟學科及び商業學科の二科を置く

に至つたが、孰れも、獨立の商科大學を置かれたのは、大正九年四月（一九二〇）東京高等商業學校の組織を變更して東京商科大學を設置したるに始まる。綜合大學内に商學部を有するものは、大學令實施後私立大學として認可せられたる諸大學の内、早稻田大學其他がある。

二

獨逸に於ける商科大學問題の要點は、これを制度の點より見る時は、商科大學の學年延長、入學資格の改革、學士號授與權の件となる。内容の點より見る時は、講義の種目及び題材の擴充、及び高度の研究を目的とせんとするの點に存する。設備の點よりこれを觀る時は、研究室及び指導者並びに教室の充實増加、各種商技術研究科の設置等の問題となり、其主張の點より論ずる時には、商學に於ける大學存立の確證を求むるの聲である。（日本に於ける商科大學問題と如何に類似せるかを見よ！）

「商科大學號」に於ては、此各種の論點をなるべく組織的に取扱ふの目的を以て各種の方面より筆者と論點とを選まれたことが明かに看取し得る。商科大學問題の要點を知り得ると共に、獨逸に於ける商業高等教育の現状と其努力とを一覽し得るの便宜がある。

フランクフルト大學のシュミット教授（Prof. Fritz Schmidt）は、「商業得學士と經濟得學士」の問題を論じて學年延長の件に言及し、併せて商科大學の精神を明かにせんとしてゐる。「商科大學に於ける學士號授與權」に就ては、チュウビンゲン大學のアイスフェルド教授（Prof. Curt Eisfeld）の積極論を掲げ、商科大學が、經營學研究の學府としての設備の充實を計るが爲めに、「研究及び指導機關として經營學研究室」の問題に就ては、ケルン大學のザイフェルト講師（Privatdozent Rudolf Seydler）が精細なる腹案を發表してゐる。現今の獨逸に於ける各商科大學並びに、高等商業學校に

於ける經營學研究室の一覽をも同論文に見ることが出来る。最近伯林商科に於て設けられたる「商技術研究科」に就ては、同校のニックリシュ教授 (Prof. Heinrich Nickisch) の報告があり、「試験科目としての工學及び商品學」に就て、アンハイムのピオシヘル教授が (Prof. Viktor Pöschel) 所謂副學科に對する取扱ひの改革を主張してゐる。「商業教員の養成」問題に關しては、プロイセンの例を以てベルリンのニコラウス氏 (Dipl.-Handelslehr. H. Nicklaus) の意見が載つてゐる。「獨逸以外の諸國の商科大學制度」の研究としては、本號には、和蘭及び日本が取扱はれた。和蘭に關しては、ロッタルデム高等商業學校のド・モン教授 (Prof. J. G. de Jongh) の説明があり、日本に關しては、恰も、現時獨逸國內に滞在する關係から、私が説明を與ふることになつた。私が正しく日本の商科大學制度を考へてゐるや否やに就ては識者の教を乞ふを得れば幸である。(二六六頁以下)尚、別に、商科大學制度研究に對する資料として、「獨逸各商科大學及び當該學部の歷年學生數に關する統計」。「獨逸、瑞西、奧多利、和蘭、英國、伊太利、日本及亞米利加合衆國に於ける經營諸學講師一覽」が收録せられてゐる。此特別號の發刊を説明し、内容一斑を掲ぐる爲めに、編纂者として、伯林商科大學ニックリシュ教授の小序が與へられた。獨逸の商科大學は如何にして發達し、如何なる地位を占め、如何なる方向に向はんとしてゐるのであるか？

*) ドクトルを學士と譯することに就ては本文後に述べる。

三

獨逸に於ける商科大學の始めてライプチヒ (Leipzig) に設けられたのは、一八九八年の事であつて、日本に於ける最初の商學高等教育機關の創始を見たのは、明治十七年即ち一八九三年の事である(前掲佐野博士論文參照)。當初の學生數は九十七人に過ぎなかつた。然し、それにしても、商業に關する高等教育機關の不必要論の高調も一方にあつたに拘はらず、日本に於ても時折り此主張がある。(一)豫定の五十人を倍加してゐたのであつた。然のみならず、一學期後にはアーヘン (Aachen)

に次で設けられ^{現今は、}一九〇一年ケルン (Köln)、及びフランクフルト (Frankfurt a/M)、一九〇六年伯林其他相次ぎ、一方、各校の學生數も學期と共に増加して、此商業高等教育機關の要求を事實に於て示したのである。⁽¹¹⁾ 昨一九二三年四月は、此最初のライプチヒ商科大學の設立を見てより二十五五年に相當するので、其祝典を舉行せられたのであるが⁽¹²⁾ 時恰も、商科大學運動が、盛んに論ぜらるゝのも偶然ではない氣がせらるゝのである。

現今の獨逸に於て、商科大學の現狀は如何であるか？ 獨立の商科大學即ち Handelshochschule として有してゐるものには、ライプチヒ、ベルリン、マンハイム、(Mannheim)、マッルンベルグ (Münberg)、ケーニスベルグ、(Königsberg i. Pr.)、の五校があり、^{此外に、ケーテン (Cöthen) 其他は同様 Handelshochschule と唱ふるものもあるが、之れは、ずつと經濟的學部⁽¹³⁾ として綜合大學内にあるものには、ケルン (Köln a/Rh.) 及び、フランクフルト (Frankfurt a/M) の二大學がある。外に、ミュンヘン (München) は、従前は、商科大學として設けられたのであるが、現今は、工科大學⁽¹⁴⁾ と合併して、同大學中に、商學部として存在してゐる。尙最近に於て、^{一九二四年四月} デトモルド (Detmold) に單科大學⁽¹⁵⁾ として法律經濟學部が、獨立して設けられた。外に、大學他學部内に商業又は經營學の講座を有するものは、ブレスラウ (Breslau) 外五大學あり。關係は、ブラウンシュヴァイク (Braunschweig) ⁽¹²⁾ 一九二三年十月より一九二四年三月に至る最近の各學期に於ける商科大學正學生數合計は、一一、五六二人を數へ⁽¹⁶⁾ 前學期^{一九二三} 年夏學期に於ける同上數高は、一二、八六九人となる。外にミュンヘン商學部は、七二三人である。若しも、これに全部の聽講生を加ふる時は、約二萬人 (一九、三〇〇人) となる⁽¹⁴⁾。これが卒業生の數は、獨逸商業得學士會 (Verband Deutscher Diplomkaufleute) 雜誌に依れば、⁽¹⁵⁾ 一九二三年末に於て、商業得學士 (Diplom Kaufman) の免狀を有する者七二七六人、商業教員免狀を有する者 (Diplom Handelslehrer) 一七九〇人である。但し、}

大戰の影響に依り、激増してゐる現在學生が數學期の中に、受験をする事であるから、此數は、此一二年の内に大激増をするものと見ねばならぬ。(16)

(6) 商科大學と云ふのは、Handelshochschuleを指す。前掲拙稿中の註記にも記して置いたのであるが、此譯語は高等商業學校を正しとする諸氏もあるであらうが、日本に於て近來、商科大學と譯する習慣ができたやうであるから假りに之に従つた。殊に小文に説明する如く、今次の商科大學改革の結果は、日本語に於てはむしろ商科大學と云ふ方が當つてゐると思ふ。

(7) Perndorff, B.; Zum 25 jährigen Jubiläum/Zeitschrift für Handelwissenschaft und Handelspraxis 16. Jahrg. Heft 2, S. 26) Schmitze, B.; Die Jubelfeier der H. H. Leipzig. (Leipziger Neuesten Nachrichten, Montag, d. 7. Mai 1923, S. 3.)

(8) 開校、一八九八年四月二十五日、祝典、一九二三年五月八日、
經濟的及社會的學部 (Wirtschafts- und sozial wissenschaftliche Fakultät) と呼ぶ。但し、日本の所謂、經濟學部ではなくて、商學部に相當する。(東京商科大學を見よ。) 其成立の經過が高等商業學校から改造せられたのにも依るのであらうが、内容は日本の商科大學に近い。名稱の經濟的の意義は Volks- und Betriebswirtschaft の意味であると云ふ。(Nicklisch, Schmidt, Schmalenbach 其他) 尙、此處に取扱ふ「商科大學號」を参照すれば、此義が明々になるであらう。

(10) Technische Hochschule を指す。此方は Handelshochschule の譯語よりも一層譯語上の疑問が少ない。蓋し、此處に取扱はんとする商科大學運動の目標とする諸點は完全に達せられてゐるから、日本の工科大學又は工學部に相當する。大學の他の學部との間にも何等の修業年限、學士號、程度其他の差別がない。

(11) 日本の單科大學と云ふ字は後に述ぶるが如く疑問のある字であるから、相當せぬかも知れぬが、經濟學部が一學部のまゝで、獨立し、且、學士號を有する點其他に就て丁度、日本の單科大學に似てゐるやうである。但し、此大學は、Hochschule と云はず、Fakultät と云つてゐる所は特殊である。

原語は左の如く稱してゐる。

der Rechts- und Staats wissenschaftliche Fakultät.

(12) 講座を有するもの、Breitlau, Freiburg i. Br., Göttingen, Jena, Tübingen (1) 講義を有するもの、Berlin, Gießen, Greifswald, Halle a/S, Heideberg, Kiel, Münster, Würzburg, (2) 工科諸大學 Braunschweig, Charlottenburg, Darmstadt, Dresden, Karlsruhe 他、前掲の München. ("Hochschulnummer" S. 270 ff. 参照)

(13) 其内譯左の如し。

Studierende im Winter semester 1923/24.

Berlin 2638 ; Frankfurt a. M. 2915 ; Köln 3145 ;

Königsberg 825 ; Leipzig 1195 ; Mannheim 811 ;

Nürnberg 533. ("Hochschul nummer" S. 244 参照)

(14) 過去二ヶ年間に於ける正科生、聴講生 (Hospitant) 及び傍聴生 (Hörer) の内譯をあぐれば左の如くである。(同上参照)

		一九二一、二年冬學期	一九二二年夏學期	一九二二、三年冬學期	一九二三年夏學期
Berlin {	正	1877	2131	3343	3753
	聽	839	434	686	421
	傍	2135	333	1372	394
Frankfurt a. M. {	正	2105	2273	2439	2889
	聽	237	246	275	322
	傍	...	...	...	* 458
Köln a. Rh. {	正	2644	2799	3055	3317
	聽	164	154	209	215
	傍	1731	1579	2597	1816
Königsberg {	正	140	164	228	275
	聽	197	201	183	174
	傍	459	208	451	192
Leipzig {	正	755	782	1044	1208
	聽	135	126	174	...
	傍	...	...	* 524	...
Mannheim {	正	393	506	777	895
	聽	640	530	1620	...
	傍	540	330	...	1120
München {	正	640	641	723	723
	聽	231	170	30	102
	傍	184	143	102	30
Nürnberg {	正	236	213	394	532
	聽	...	...	...	...
	傍	965	576	780	464

* ライプツヒ、フランクフルトに於て突然、傍聴生の數を見るのは、臨時の夜學及び講習生であつた。平常は、聴講生と區別はない。(ニウルンベルヒも同斷)

「因に同學期に於ける、獨逸全綜合大學學生數は八五、三六九人 工科大學々生數二六、六五二人である。

(Prof. Nicklisch, "Handelshochschulen"; Berliner Tageblatt, d. 19. März 1924)

若しも此學生數を日本に於ける商業學生と比較をせんとする場合には云う迄もなく、制度上の相違を考慮せねばならぬ。例之、文部省年報^(第六十)に依り佐野學長(前掲論文)の引證せらるゝ大正七年度(一九一八年)官公私立高等商業學校生徒數合計四〇八九人私立學校商科其他六二八九人とある。(商學研究第一卷第三號四六頁以下) 同年度の獨逸高等商業學校(又ハ商科大學)學生數總計は、假りに夏學期(一九一八年四月より七月に至る)を取れば、五一九五となる。尤も、此年は、大戰中であるから、大戰後の數と比較するとしても、獨逸の各大學に於ては、入學試験又は定員の定めが日本の如くではないから、日本の學者は單に數の上から云へば、甚大なるものを示すと云はねばならぬ。同時に、此外に、無數の入學受験準備中の者、換言すれば、若し、獨逸の如き制度でありとすれば、當然入學すべかりし者のあることを考へねばならぬ。但し此數のみを以て直ちに、兩國商科大學制度の長短を比較する事はできぬ。

(15) Zeitschrift des Verbandes Deutscher Diplom Kaufleute, Januar 1924.

此卒業生の數字は、日本の高等商業學校卒業生及、昇格前に於ける私立大學(即ち私立専門學校)の卒業生數と比較することが出来る。

此得業士は、舊制度に依るから、大約、如上と照合する。前掲佐野學長の掲ぐる所に依れば(同上、四七頁) 明治二十三年より大正九年春迄(一九二〇年)に至る官公立六高等商業學校の卒業生合計は一〇、六二〇人である。

(16) Schmidt; "Hochschul nummer" S. 245 參照

四

日本の教育制度の全般を理解することなしには、所謂「昇格問題」の諒解ができないやうに、獨逸の商科大學運動を知るが爲めには、少くとも其大學制度を知つて置くことが必要であるやうに思ふ。此點を詳細に研究することは、此小文に於ては不可能の事であるが、革命後に於ける教育制度の大體を求めると、次の如くなる。

男女を問はず國民教育としては、滿六才を以て統一學校 *Einheitschule* に入學する。(革命前に於ける國民學校 *Volksschule*)。其年限は、八ヶ年である。此統一學校は、義務教育機關であるが、尙、義務教育の繼續としては、三ヶ年の補習教育がある。以前はこれを補習學校 *Fortbildungsschule* と呼んでゐたが、現今はこれを、職業學校 *Berufsschule* と呼んでゐる。男女校の區別を有し、商業學校 *Handelschule* 等も此段階に屬してゐる。尙、更に進んで、職業教育を受けやうと思ふ者の爲めには、各職業に従つて機會を與ふるやうになつてゐる。⁽¹⁷⁾

然るに、正規の高等教育を受けやうとする者は、統一學校を八ヶ年修學することなしに、四學年を終へた後に、中等教育に進むこととなる。中等教育に於ては、學科の種別の相異により、諸種の學校があるが、六學年を以て終了するものと、九學年を以て終了するものの別がある。⁽¹⁸⁾ 孰れの場合に於ても、六學年を終了した場合は、これを、俗に“*Einjährig*”と呼ぶ。⁽¹⁹⁾

大學教育は、九ヶ年の中等教育を受けたる者が入學するの資格を持つ。男女の別はない。大學の修學年限には、もとより制限はないが、ドクトル號を得るが爲めに必要なる年限は、三年乃至五年である。(六乃至一〇學期)^{ゼマスター} 學部に依て異なる。即ち、此ドクトル號は、大體に於て、日本に於ける學士號に相當すると思はれる。⁽²⁰⁾

各種専門學校は大學 *Universität* と同じ段階に立つ。此兩者を總稱して高等學校 *Hochschulen* と呼ぶ。大學以外の高等學校の修學年限も前同斷であるが、ドクトル又は、デプロームを得るに必要な年限は、これ又、大學と同斷である、各専門に依て異なる。⁽²¹⁾

然るに商科大學に就ては、農科大學と共に、一つの例外を作つてゐる。商科大學への入學は、必ずしも九ヶ年の中等學校を修了することを要せず、所謂“*Einjähriger*”即ち、六ヶ年の修業年限を

經たる後、三ヶ年の實務上の經驗あるを以て足る。蓋し、其、創立の始めに於て、商業に關する必要なる知識を授くるを目的とし、研學機關として考へられてゐなかつたからでもあらう。(22) 換言すれば、實務に關する高等補習教育を目的としてゐたものの如くである。免狀を得るに要する修業年限は、従前は四學期即ち二ヶ年、商業教員の免狀、或は會計士の免狀の如き(23) は各二學期即ち各一ヶ年の高度(即ち三年)であつた。ドクトルの授與權はない(24)。今次の「大學運動」に於ては、これ等の諸點に關して云ふ時は、入學資格に就て考慮を加ふると共に、ディプロムの修業年限を各一年延長し進んで學士號授與權を得て、これに要する修學年限を四年としやうとするにある。設備及び研究に就て改革せんとすることは云ふ迄もない。此内、得學士に關する件は既に今春を以て解決を見た(25)。

商業得學士三年
商業教員其他四年

(17) 國民高等學校其他 Volkshochschulen Volksschulen u. s. w. に於ける專門補習教育と呼ぶ。或は又、專門的職業教育として、仕立、印刷、製圖其他の各講習がある。

(18) 中等教育機關としては、大體に於て五種類ある。

- (1) Humanistisches Gymnasium (2) Realgymnasium (3) Reformrealgymnasium
(4) Oberrealschule (5) Realschule.

(1) 羅典及希臘語の教科を有し、六學年の後、文科理科 (Literarischsprachlich u. Mathematisch-natur wissen-schaftliche Abtheilung) の別がある。(2) 羅典語の教科を有し、他は同斷。(3) 甲類に於ては、(5)と同斷の六ヶ年の修學年限を有する外、乙類に於て、六ヶ年後(1)と同様の區分を有する。(4) 六ヶ年の課程を以て修業。更に上級を修めやうとする者は、更に(1)と同斷の區分を以て三ヶ年を修むることを得る。(5) 英佛語のみを必修語學として六ヶ年を修業する。

女子の場合に於ては、六ヶ年を修業年限とする高等女學校 Höhere Mädchenschule 及び、九ヶ年を修業年限とする女子高等學校 Lyceum oder Mädchenbildungsanstalt がある。女子の場合には、多く英佛語のみであつて、羅典語は、高級

(15) に於て選擇科目となつて居り、希臘語は無い。但し、近年に於て、高等學校 (Gymnasium) の女子の入學が許さるゝ場合があるから、此場合には云ふ迄もなく、男子と同様である。

一年兵役間 (Einfährig-pflichtiges Zeugnis) を有する者との意味である。革命前に於ては、男子は兵役の義務を有して居つたが、六ヶ年を中等學校に於て終へたる者は一年兵役を許されたのである。現今に於ては、強制兵役の制がないが、此言葉を用ふる。女子の場合に於ても同様である。

(20) 大學に依り差異はあるが、大體に於て、醫學、化學、(哲學部に屬する) の如きは、五年、教育學、神學、哲學の如きは四年、法學は三年の如くである。ドクトルを日本の博士に譯することは、多く行はるゝが、獨逸の場合に於ては、適當でない。

(21) 工科大學 Technische Hochschule は三—四年 (六—八學期)、獸醫科大學 Tierarztl. H. は、四—五年 (八—一〇學期) 共に、學士號を有する。森林學校 Forstakademie 鑛山學校 Bergakademie の如きは四年 (八學期) 共に、デプロームを有してゐる。デプロームは、假りに得學士と譯したが、場合に依り、必ずしも、日本の學士より低度とも云へない。學部に依り考へねばならぬ。Hochschule は、日本に於て當該學科に單科大學を有する場合には、大學の譯語を用ひた。必ずしも Akademie と等差を附した次第ではない。農科大學は、本文中に商科大學と同一入學資格を有する者を記したが、修業年限は三學年 (六學期)、得學士を有する。

(22) 尙、これ等の諸校に於て學期を記したる理由は、日本に於けると異り、各半ヶ年の學期を以て、入學轉學の自由を有するが故である。尙、他の大學の學期を算するは勿論、他の種類の大學の學期をも算入せらるゝ場合がある。

「商人には、學問の必要なし。」との主張は、高等商業學校設立の始めに於て甚だ強く叫ばれた。此種の消極論でなくとも、多くは、講習を眼目としてゐた。所謂「商業學」は、當初は、單に、商技術を説明するを目的とし、商人に必要な知識として、法律學、其他の範圍に渡つて、綜合した。當初、商業得學士の制度が、公表せられた際には、「笑話」の材料とせられた。

Peundorf; Ibid. S. 26.

Isaac; Die Entwicklung der Betriebswirtschaftslehre, Berlin, 1923.

Schmidt: Hochschule nummer" S. 243.

- (23) 此處に云ふは、免許會計士 (Dipl. Bücherrevisor) の事を云ふので、宣誓會計士 (Beitragler Bücherrevisor) の如き職業會計士の免許を云ふのではない。現今に於て、獨逸商科大學中、免許會計士の稱號を與ふるは、ライプツヒのみである。

- (24) 綜合大學が一學部として組織變更をせられる、フランクフルト、又はケルンの如きに於ては、云ふ迄もなく、學士號^{ドクトル}を有するのであるが、商學士又は經濟學士に相當するものではない。政治學士又は、國家學士と稱するものである。

(Dr. ver. pol.) 一二の綜合大學に於て、經濟學士 (Dr. ver. oec.) を有するが、此處に云ふ商科大學ではなくて、哲學部其他である。商科大學に於て與へんとする學士號は商學士 (Dr. ver. merc.) である。

- (25) 既に、ベルリン、及びライプツヒに於ては、今學期(一九二四年夏)以降を以て學士級得學士 (Dipl. Kaufman des Aka demischen Grades) を與ふることになつた。修學年限は三年である。引續き、他の商科大學及び經濟的學部に於てもこれに倣ふことになるのであらう。

内容改革の諸點に就ては各論文參照の事。

五

何が爲めに、商科大學に關しては、他の諸大學と地位の上に相違を來したか？ 蓋し、此點は、商科大學運動諒解の上に重要なる一つの點であるに違ひない。何が故に日本に於ても、商科大學が、帝國大學内に置かれずに、單科大學として發達するやうになつたか？ 此問題の眞の解答は恐らく歴史的にのみ與へ得ると思はれる。單科大學が何であるかに就て意見の相違を見るに違ひないが、單科大學其者に學的又は制度的なる根據を有すること、並に準備教育の點は別として「^{私見に就ては拙稿}商科大學號」二六八頁以下參照、必ずしも商科大學が單科大學でなければならぬ理由はない。^{歐米各國の實例を參照すべし。}然るに、それが、日本及び獨逸に於ては、^{和蘭、伊太利、米國等}主として單科大學として發達した。蓋し、綜合大學の傳統

的學風から、所謂「實學的」又は「應用を主とする」此語が何を意味するかよくはわからない。教育調査會の語義に従ふ。⁽³⁵⁾學問の如きは、

大學の研究の對象とはならずと考へられ、其學部を設くるが如きは一顧をも與へられなかつたものに違ひない。其學風が、古い歴史を有すれば有する程其傾向の甚だしいものと見える。日本に於て

は、事實として、綜合大學内にも工學部、又は農學部の如き學部の設置を見てゐたのであるが、獨逸に於ては、これ等の諸學部に於ても、綜合大學内には時として、哲學部中の一分科として存在する

場合を除き、單科大學としてのみ發達した。⁽³⁶⁾工學の如き、獸醫學の如き、林學の諸大學の如

き、總て、綜合大學と同一段階に立つが、單に、一學部を有するが故に、これに、Hochschule 又は Akademie の如き名稱を附してゐるに過ぎない。⁽²⁷⁾只、農學に於ては、微か其組織を異にして、九

年制度の中等學校を卒業したる者(即ち「Matur」)に限らず、「Eingefähriger」にして、三年の實務を收めたる者には入學を許すこととせられてゐる。蓋し、此處に至つては、明かに「實學的」なることを示してゐる。尤も、總て、これ等「技術學」を研究する大學は、多くの場合に於て、綜合

大學と相互に連絡を有し、此點は日本の場合に於ける、と前提上の相異がある。聽講の自由があることは、注意せねばならぬ。人

往々にして、Universität のみを所謂「大學」の範疇の中に入れやうとするが、これは當らない

Universität の語義は文化史上明かなる如く Universitas の語より來つたもので、諸學を收むるの意義であるが同時に、歴史的の意義として純然たる思索の學府と考へられて來た。若しも歴史的にのみ

諒解するならば、哲學又は理學の如きのみに限らざる、日本の綜合大學も、此意味に於ては Universität ではないことを注意せねばならぬ。尙、綜合大學と單科大學との地位に就ては前に一言し

た如く、概括的に Hochschulen の文字を以て示さるゝ如く、制度上の差別はないが、只、研學的最高學府としての象徴の有無として見るべきは、高等諸學校にして、學士號授與權 Habilitationrecht

を有するものと然らざるものとの區別がある。

商學の場合に於ては、前述する如く、獨逸に於ても『商工業者に對して、「學問」は必要なるのみでなく、却つて害がある』との思想が久しく存在してゐた位であるから、實務家よりこれを要求せなかつたことは勿論此點は醫學、工學等と歴史を異にする。學徒の側に於ては、此種の研究對象に觸るゝの機會がなかつた。然るに、國民經濟の發達は産業組織の變革並びに錯雜を加ふると共に、次第に企業者に取つても専門的技術的部分が増加し、新たな徒弟の養成に就て、何等かの施設を要すると考へられるやうになつた。若しくは、經驗に委かすのみを以ては、足らずと考へられるやうになつた。これ等がやがては、商業に關する高等教育の機關は「時勢の要求である」との聲として現はれた。最初のライプチヒ高等商業學校が創立せらるゝに當つての目的としては、一は以て商人の要求に應じて、實務上に必要なる科學的補充を行ひ、一は以て商業教員の要求に應じて、職業上必要なる養成を行ふと記されてある。然し乍ら、此新たな商業に關する高等學校の獨立性に關しては、依然として問題は解決せられてゐなかつた。學的根據に於て明かならざるのみでなく、講師の人手は不足であり、財政的基礎に於ても假住居に過ぎなかつたのである。⁽²⁸⁾此問題は早晩解決せられなければならぬものであつた。

其出立點に於ては、商人に關する知識を綜合して、これに必要な研究を行ふことを目的としたが爲めに、其抱負も講習の範圍を出でず、法律、經濟、地理、其他に渡つて、あらゆる紹介が行はれた。然し乍ら此範圍に於ても獨立の専門學の講義が行はるゝと云ふことはなかつた。これ等の講義に就ては、大學の講義を聽講せしめ、商業高等學校自身に於ては、商業知識、語學、及び商業教員指導室が本體となり、後に及んで、次第に、商事要項の部類が「商技術學」の名を以て材料の蒐

集披露を行はるゝに至つた。所謂「商業學」はかくして其芽生えを見、「商事經營學」はかくして成育を始め、終に「經營學」として其求むるものを握らうとするに至つたのであつた。⁽²⁹⁾

大學の本體は研究にあり、研究の遂行は研究者の出現を待つて始めて達せられる。然も研究者は一朝にして生るゝものではない。假令、新に生れたる商業高等學校が、其研究の對象を有し、目的の歸趨を知つて居つたとした所が、其研究者は、養はれずしては得られ能はぬ。二十五年の歲月を経て、初期の講師は、閑地に去り、第二期の教授は、五十の誕辰を迎へ、かくして來るべき講座の擔當者たるべき人々の多數と、學風に一の旗幟を得たことに不思議はない。⁽³⁰⁾ 求めやうとしたものが何であつたを、人々は漸くに、知つた。企業經營の上に於ても、所謂經驗のみを以ては、達し能はざる専門技術を要することを切に感じ始めた。各種分枝に於ける商技術的研究が進むと共に、經營内に於ける經濟現象の組織的研究としての方向に其歩速を進めんとするに至つたのは當然の事と云はねばならぬ。商業高等學校が其外部的並びに内部的擴充と共に、商科大學としての組織を整へんとするに至つたことは自然の成行である、成立の始めに於て、明かでなかつた學的根據を今に至つて明かに組織し得たのである。それが、とりも直さず、大學運動の起るべき時期であり、講習的施設を改めて研學的機關としての設備を充實しやうと希望するのは當然の事である。學年延長、受験資格の改定、學士^{ドクトル}號授與權の獲得を求むる聲は、とりも直さず、眞實の意味に於ける商科大學確認の主張に外ならぬのである。⁽³¹⁾

商科大學の經營の困難、従つては、大學としての設備に缺くる所のあつたのは、財政的基礎の薄弱なるにも理由の一を置かねばならない。創立の始めに於て、萬事を假の施設に委する外はなかつた事の理由は、研究對象の問題でもなく、講師の不足にも主たる原因はなくして一に財政難にあつ

た。蓋し、既設の大學に基礎を置かざる場合には、總てを新に施設せねばならぬ。殊に、商業に關する研究に至つては、總てが新たなる研究を始むることであるし。然も、實驗室裡に於てのみ研究を續け得ざる「經營學」の研究に就ては、其理想的施設をなすが爲めには、少からざる費用を要すべき筈である。⁽³²⁾然るを、「徒弟養成の學的補充」を目標とする範圍に於ては、求むる者に於て、學的研究の遠大の計劃を立て得るに十分なる出費を肯んずべき筈はない。其財政の基礎は、云ふ迄もなく、學的根據を知る者に依て保證せられなければならない。然るを、政府當局者に於て、これを認むるに至る迄には、多大の年月を要することは他の場合に置けると同様、首肯せらるゝことであらう。況んや、商科大學の施設は、技術學のその如く多大の機械器具其他の設備を要せずと考へられ、易きに於ては尙更の事であるのである。獨逸の場合に於ては、これに加へて、更に困難なる一つの事情があつた。創立の始めに於て、商業會議所の努力に依つて成され、其後の維持に於て、商業會議所、市及び地方官廳の共同出捐の下に立つ商科大學は、他の總ての大學と異つて、文部省主管の下に立たずして、經濟省 *Wirtschafts Ministerium* の主管に屬した。其爲めに、純然たる研究の爲めにする設備に就ての出費を求むることが甚だしく常に困難であつた。主務省との間には數度の諒解が遂げられ、常に其要求は續けらるゝのであるが、未だに其困難は續く。大學確認の實質的要求としての主張は、此諒解を完全なる形に於て求むることにあるのである。⁽³²⁾

此の關係に於ては、商科大學と同一の入學資格を有する農科大學の場合とも異なる地位を持つ。總ての大學と同一の段階に立ち、然も、商科大學に於て特に「大學改革運動」の必要の存するのは此の事情に基く。(既に述べた様に、現にフランクフルト及びケルンに於ては、學部としての組織を整へたのであるが、但し、學士號が商學士でない、とは、除いて考へればならぬ。これ等は、特別の寄附金に依り、然も、大學の學部と

しての發達を期待して當初より文部省所管として計劃せられてゐた。

これが解決の方法としては、事實上に於て種々の方法が考へられる(一)單科大學のまゝ、理想的の設備を整ふること。(二)綜合大學と合併し、學部として設備を進むること。(三)工科大學と合併して、商工大學を作ること。

ミュンヘンに於ては、第三の方法に依り、フランクフルト、及びケルンに於ては第二の方法に依つて當初より計劃せられた。大學其者が新しいと云ふ爲でもあつた。然るに、此場合には、主務省異動と云ふ甚だ困難なる事情と、加ふるに、大學の傳統的學風よりして、商科大學の向はんとする方向に便ならざる場合とがある。伯林其他に於ては、第一の方向に依つて目的を達せんとするかの如く見ゆる。

(33) (フランクフルト及びケルンに於ても、完全なる商科大學の建設に就ては未だ達成せられたものではない。此意味に於て、同じ「運動」の中に屬する。)

(26) 但し其成立したる單科大學自身が既に一の小なる綜合大學としての質と量とを有する場合は少くない。中小都市に於ける諸大學に比して、大都市の單科大學がより大なる規模を有することは珍らしくない (Eisele, "Hochschulnummer", 265以下参照) 大都市に於ける兩大學を比較して見ても、其規模の上に於て、綜合大學の學部に比し、單科大學が著しい大規模のものであることを知ることを得るであらう。例之、伯林の例を取つて、一九二三年夏學期に於ける學生數により見る時は伯林大學は各學部を合して、一、六二二人であるが、工科大學に於ては、四、五七八人、商科大學に於ては、三七五七人を數ふる (Nietlich; Berliner Tageblatt, d. 10 März 1924) 東京の例を取つても、商科大學が、帝國大學の一學部以上の質と量とを抱擁するの必要と傾向とを示してゐることは著しい。單科大學と綜合大學との別は又、決して、普通に唱へらるゝが如く、一學部と數學部との區別ではないと思ふ。單科大學は、其性質の上より、當然かくあるべきものであると思ふ。然してそれが發達したる時に於て、單科大學を基礎として新たな形に於ける綜合大學が成立つことは、却つて好ましい。(フランクフルト、及びケルンの大學の如き例を見るべし。) 拙稿 "Hochschulnummer" 269 以下参照)

number "269 以下参照)

(27) 但し、Akademie の名稱が必ずしも、大學を意味するものでないのは、恰も、米國に於ける College の場合と同様である。Hochschule も、又、大學を含めたる意味を有することのあるのも後述したる如くである。

(28) Fendorf ; Ibid. S. 26.

(29) Isaac ; Ibid. S. 42 ff. u. a. O.

(30) Fendorf Ibid ; S. 26.

(31) Nickisch ; "Hochschul nummer" S. 242.

彼は云ふ「此學問の旗幟を受繼ぎこれをかざして更に正道を前進すべきなりし」第三期の人々は、其間、益々一層の成果を上げた。僅か、數年の以前に於て「後嗣者」の有無を願つてゐた人々は、とう／＼沈黙を守るやうになつてしまつた。」

Hausich, Grossmann, Fendorf, Schuralenbach, Leitner 相繼いで、五十年の誕辰を迎へた。

(32) Nickisch ; Berliner Tageblatt d. 19. März 1924

Schmidt 其他 "Hochschul nummer"

(33) 例之、經營學研究室設備其他に就ての一案は Seyfert ; Hochschulnummer S. 252 ff. を參照。

商科大學としては、更に、商業研究所、稅務研究所、社會問題研究所、會計士科、其他の設備を理想的に整へればならぬ。此種の設備は、商科大學を除いては、設備の完全を期することは得ぬ。然も、之れ等は、何處に於ても商科大學の未完成と相俟つて、此種の必要な設備が、缺けてゐると云ふことを得ないか？

例之、私も、日本の商科大學制度に就て「商科大學號」に意見を記したのに對して、(二六六頁以下) ニックリッシュは二四三頁に於て「むしろ獨逸は和蘭の方向に従ふべきことを記してゐる。」若しも、フランクフルト及びケルンの實例を如何に説明するかを反問すれば彼は如何に答ふるか。此意見はとりも直さず、伯林の商科大學運動は、現状改善のまゝに於て、學士號授與權を得んとする意見を云ふものに外ならぬ。然も、此兩者は決して矛盾するものでなくて、將來に於て一致すべきものであることを思ふ。後文參照。

六

大學が成立するが爲めには、「學」を有することが前提でなければならぬ。商科大學の有する「學」

は何であつたか？ 商科大學の求めんとしたるものは何であつたか？「商學」⁽³⁴⁾の本質に就ては、不斷の論争が絶えなかつた。少くとも將來に於ても疑義は絶えないものであらう。「商學徒」自身に於ても、其目標と體系とに就て不斷の推移を見たものであつた。其稱呼自身に於ても、幾多の變遷を見たものである。其本質に就ては、もとより不斷の檢討がなされねばならぬし、問題は恐らく永久に問題を残して行くものに違ひない。二千年の歴史を有する哲學に於ても不斷に其中心問題の移動を観る、尙且、今尙、方法論上の疑惑あることを見るべし。

然し乍ら、特に、商科大學運動の時機に當つて注意すべきことは、近來に於て所謂私經濟學的研究又は、商技術學としての研究が、求むるものの中樞ではなかつたことに思ひ至り、各學者の研究が期せずして、「經營經濟學」としての體系に集一しつゝあるの事實は忘るゝことはできぬ。恰も近年附節を合する如く、日本、伊太利、和蘭、獨逸、佛蘭西等に於て新たな形に於て商科大學の創始を見たのと照合して偶然の事であるとは云へぬ。

「商科大學號」に於ては、大學運動の説明、又は、商科大學建設の主張として、再三ならず此問題も取扱はれた。ニックリシユ教授は、明かに、商科大學が「經營學」の學府として成立すべきものなることを語り、シュミット教授も亦、これに詳細なる説明を與へてゐる。ザイフェルト講師の説明に於ては、經營學の學府としての商科大學の研究室を説明してゐる。此問題に就て何等の疑義をも挾まない前提の下にあることを思はねばならぬ。其他の諸氏に従つても、大體に於て獨逸學界に於ては、此問題に就ては一致したる意見を見ることが出来る。只、經營學の語義及び本質に就ては、未だ日本に於ては、明かにせられてゐないかの觀もあるもので、日本に於ける「商學」その間に於ける檢討は特に、日本學界に於て興味ある問題でなければならぬ。⁽³⁵⁾

「商科大學號」の内容に就ては研究すべき幾多の諸點のあることを、思ふのであるか、此小文に於

ては、既に獨逸商科大學運動の大體を説明し、且、「商科大學號」に於て明かにせられてゐない諸點に就て資料を供することを目的としたのであるから、内容に就ては、これ以上、今は、觸れぬことにしやうと思ふ。尙、和蘭商科大學制度の説明に就ては、ニックリシュ教授が特に、伯林商科大學等の進むべき道として考へらるゝらしいから、^{(53) 前掲註} 日本商科大學制度に關する私見と共に、一應、言及するの義務を知るのであるが、此號紹介の文として冗長に渡るの嫌があるから、機を得て稿を改むることとし、今は此處に擲筆して、諸氏の寛容を乞ふことにしやう。

(34) 佐野學長其他の用語例に従ふ。商業學として解釋することも差支へはないが、「商業學」は私見に依れば、Handelswissenschaft の譯語として用ひられて來てゐるらしく思ふので、概括的名稱としては、前者を選んだ。

(35) 特ニ Nicklisch 前掲 Berliner Tageblatt に掲げたる論文(“Handelshochschulen in In und Ausland,” Mitwoch, den 19. März, 1924)に於ては、日本に就ても明かに、言及してゐるので、日本學界に此問題を提起することは興味のあつたと思ふ。本文に曰く、

“In England, Amerika und Japan scheint es für den Aussehenstenden so, als ob für den innersten Kern der handelswissenschaftlichen Fächer jene tiefe wissenschaftliche Einheit noch nicht gefunden wäre, die in Deutschland mit dem Namen “Betriebswirtschaftslehre” Ausgedrückt wird.”

此言及を教授がしたるに就て何を基礎にしたかは明かでないが、私が考ふる所に依れば、或は「日本に於ける高等商業學校又は商科大學に於ては、英米に於けるが如く會計學としての研究が甚だ盛んに行はるゝ」旨を、商科大學號二七三頁に私が註記したことを材料としたのではないかと思はれる。教授は、會計學的研究は決して、商學研究の最高の目標に達し得る方法ではなくして經營學的研究としてのみ達成し得らるゝ事を主張してゐるのであるから、會計學の點を取つて、此臆測をしたのではないかと思はれる。もとより、これに就ては、會計學は何であるか、經營學は何であるか、産業全般とは如何なる關係を有するかを明かにしなければ、此點に論及することは不可能になる。もとより教授として、其經營學(“Wirtschaftliche Betriebslehre”, 6. Aufl., 9. Stuttgart 1922)又は Osbar, の間に於ける序文等に於

て見らるゝが如く、簿記會計學を重要な手段として見てゐることは明かであるが、彼等に多くの獨逸學者に依れば、會計學と簿記との間に、大なる區別がないと思はるゝから、前提に於て異つてゐることは注意せねばならぬ。日英米等に於ける會計學の研究と雖も、其本質上、恐らく、其研究を以て商學の全部なりと考ふる學者はない次第であらうから、此の教授の説はもとより推敲を要するものであることは云ふを待たぬ。

然し教授が言、たまたま、日英米に及んでゐるの點は、——それが何を意味するにせよ——興味のあることと思ふので併せて註記をした。

獨逸の學者が、簿記又は經營學に就て如何に考ふるかに就ても興味ある研究點であると思ふが、偶々此商科大學號に現れてゐるシュミット教授の一句を引證して見やう。

「商科大學に於て單に理論的方面にのみ學科表に現はるゝとするならば、それは偏頗な教育であると云はねばならぬだらう。(中略) 必要なる事は、應用を得る迄、技術的方法及經驗の指す所を體得し得るにある。經濟學者は、「資本の流通」を知るのみでなく、同時に簿記及計算上に於ける其會計の方法をも知らねばならぬ。」(二四七頁) 所謂「應用を主とする」の文字は、かく解釋する場合にのみ、諒解し得るのであらう。」

——ライプツヒに於て、一九二四年四月